

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年 1 月21日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関崎 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** DWS グローバル公益債券ファンド（年 1 回決算型）C コース
（為替ヘッジあり）
DWS グローバル公益債券ファンド（年 1 回決算型）D コース
（為替ヘッジなし）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** (1)当初自己設定 各ファンドについて10万円とします。
(2)継続申込期間 各ファンドについて1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月5日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%^{*}（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

(6)【申込単位】

<訂正前>

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

<訂正後>

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

（中略）

投資対象は、取得時において原則としてBBB格相当以上の投資適格債とします。

（注1）格付が公表されていない債券の場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

（中略）

2. Cコース(為替ヘッジあり)とDコース(為替ヘッジなし)の2つのコースがあります。

(中略)

3. Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1. DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

(中略)

投資対象は、取得時において原則としてB B B格相当以上の投資適格債とします。

(注1) 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

(中略)

2. Cコース(為替ヘッジあり)とDコース(為替ヘッジなし)があります。

(中略)

3. Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHに委託します。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

(以下略)

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成25年7月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始(予定)

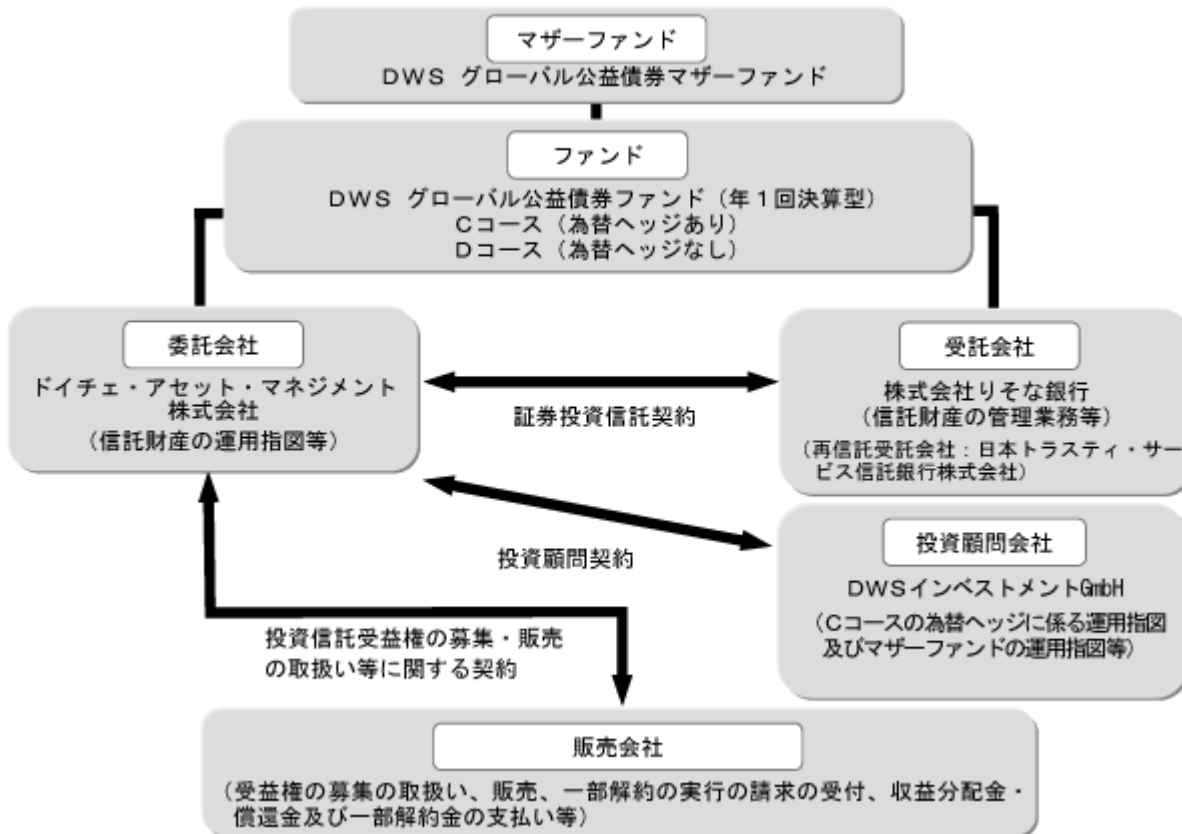
<訂正後>

平成25年7月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

d. DWSインベストメントGmbH (「投資顧問会社」)

(中略)

委託会社の概況

a. 資本金の額 (2013年5月末現在)

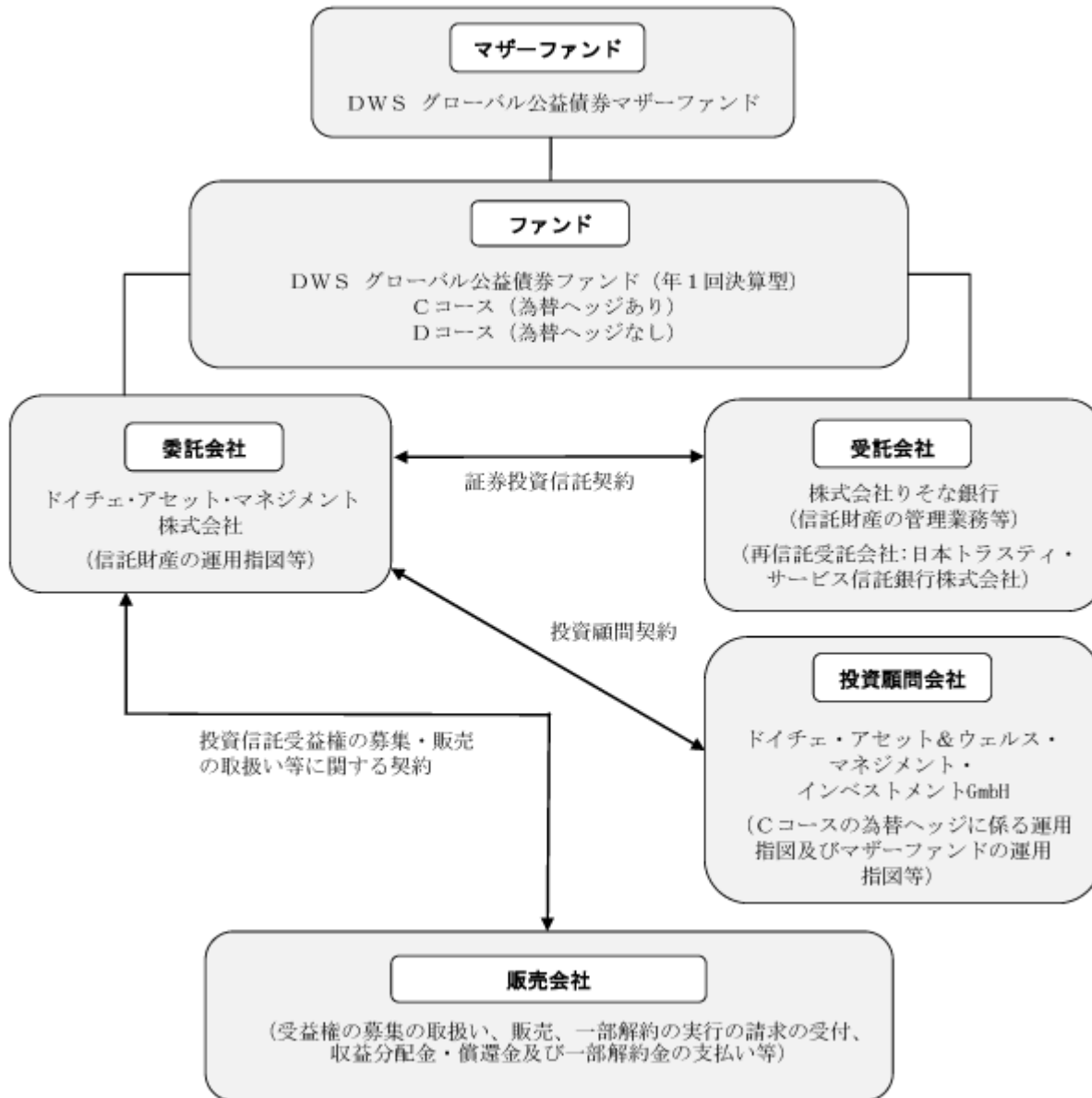
(中略)

c. 大株主の状況 (2013年5月末現在)

(以下略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

（中略）

d. ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH（「投資顧問会社」）

（中略）

委託会社の概況

a. 資本金の額（2013年11月末現在）

（中略）

c. 大株主の状況（2013年11月末現在）

（以下略）

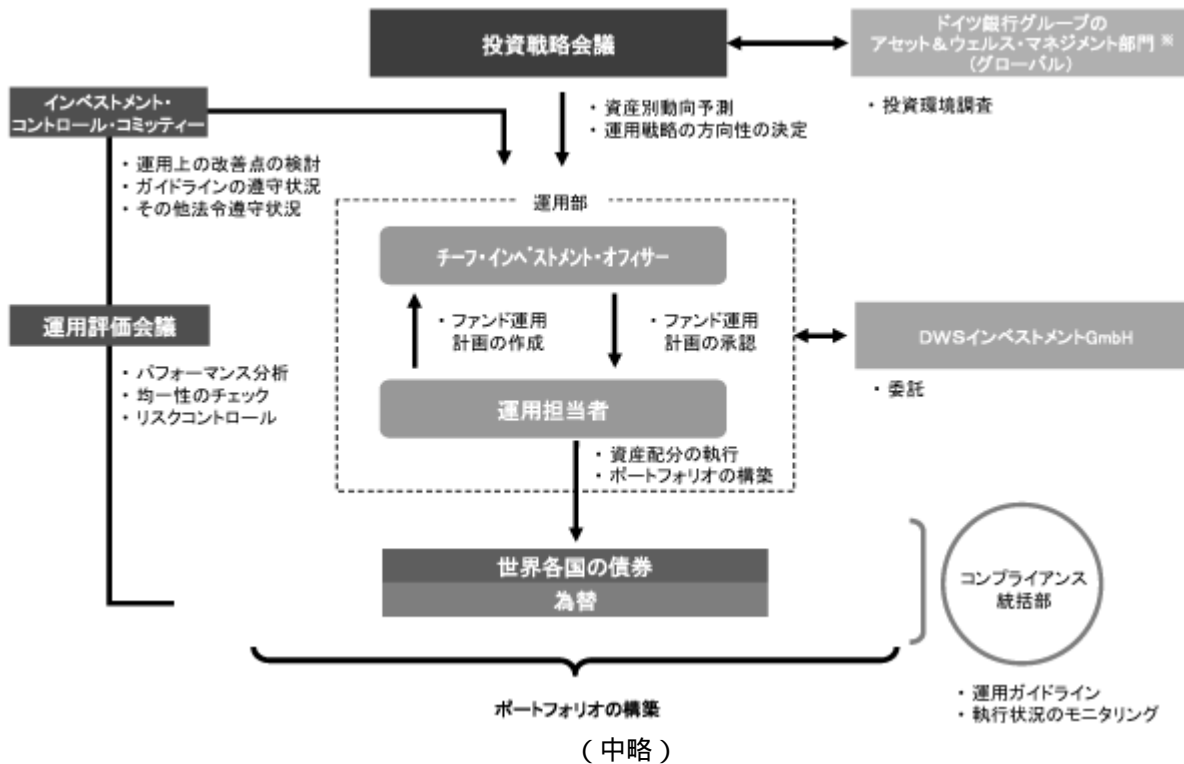
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

（前略）

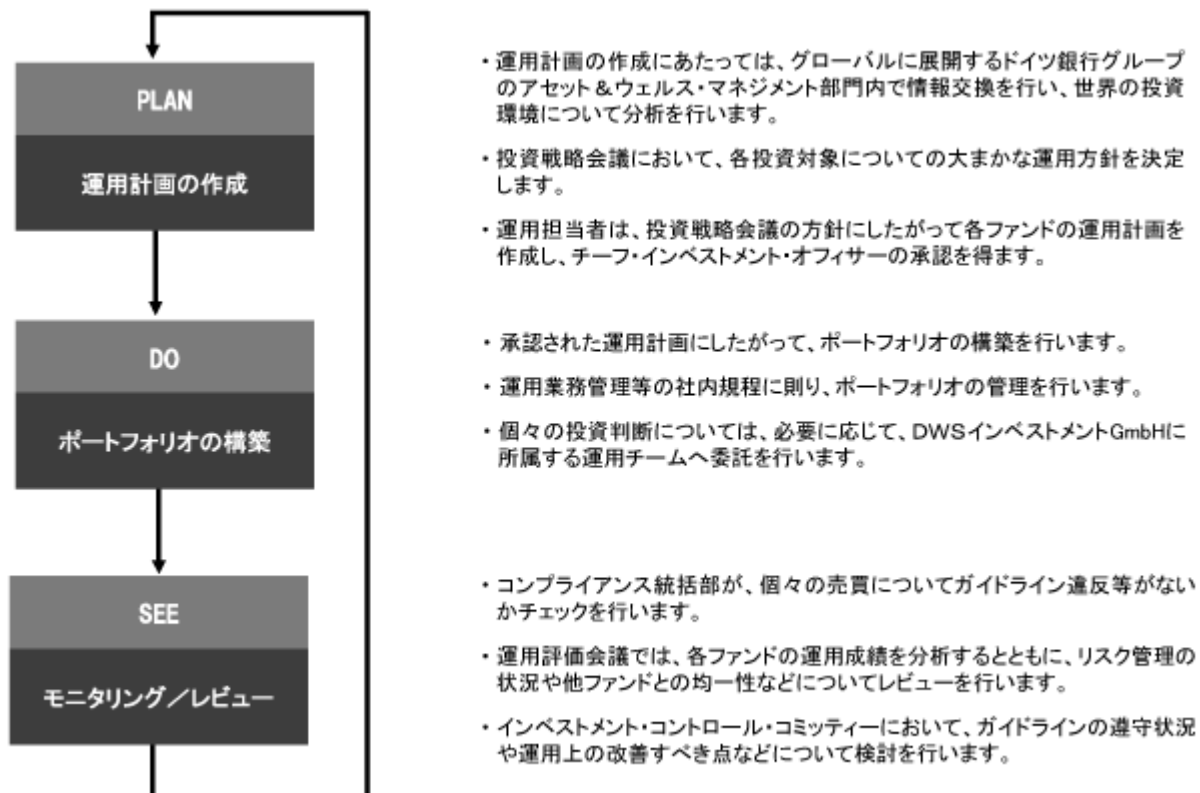
<運用体制>



委託会社は、Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

（中略）

<運用の流れ>

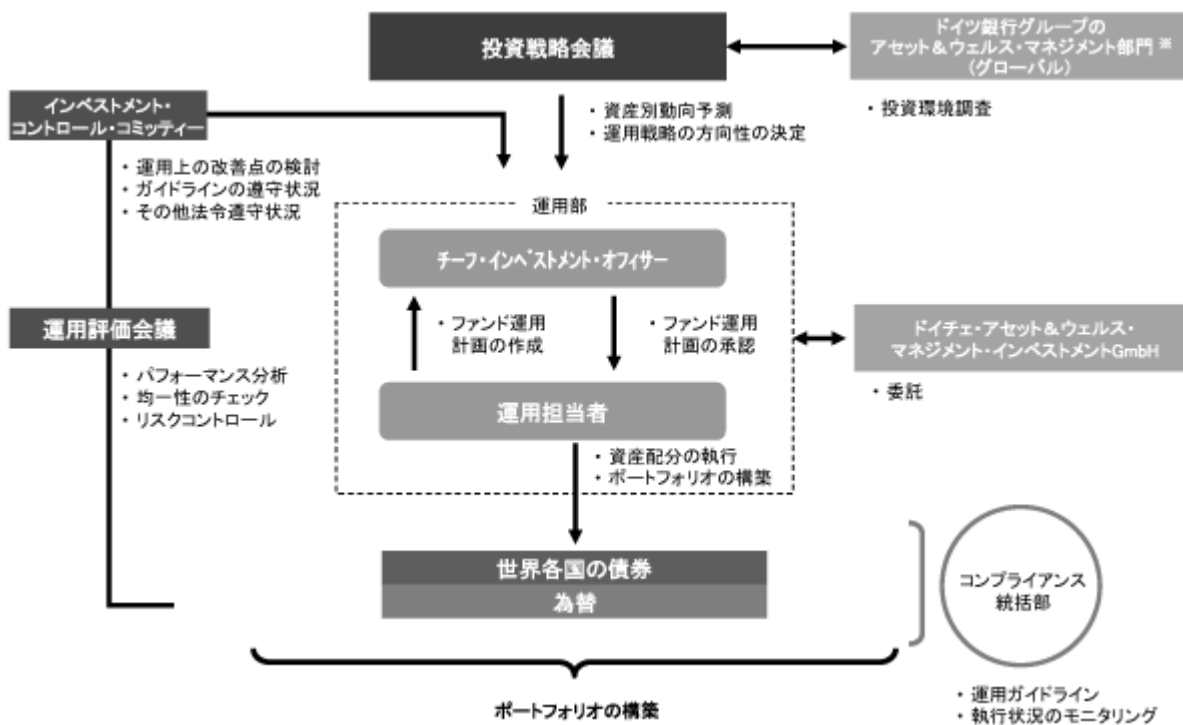


（以下略）

< 訂正後 >

(前略)

< 運用体制 >

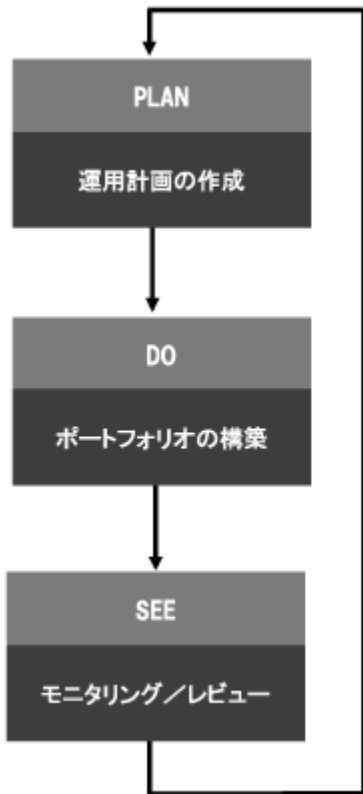


(中略)

委託会社は、Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

(中略)

< 運用の流れ >



- ・運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するドイツ銀行グループの資産&ウェルス・マネジメント部門内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- ・投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- ・運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- ・承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- ・運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- ・個々の投資判断については、必要に応じて、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHに所属する運用チームへ委託を行います。
- ・コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- ・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- ・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

（以下略）

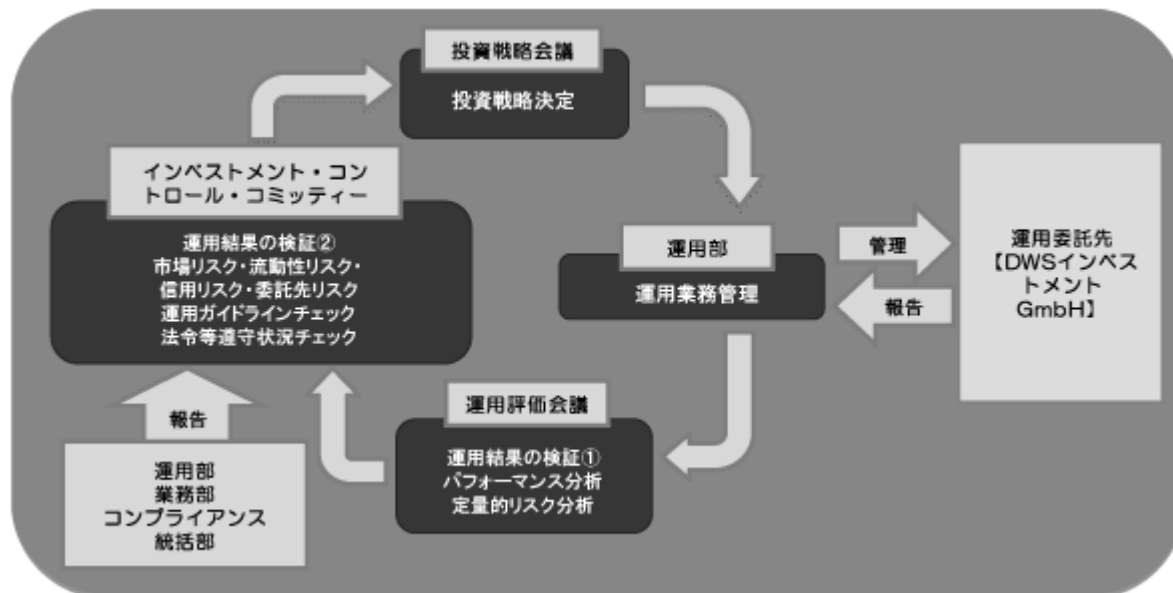
3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）



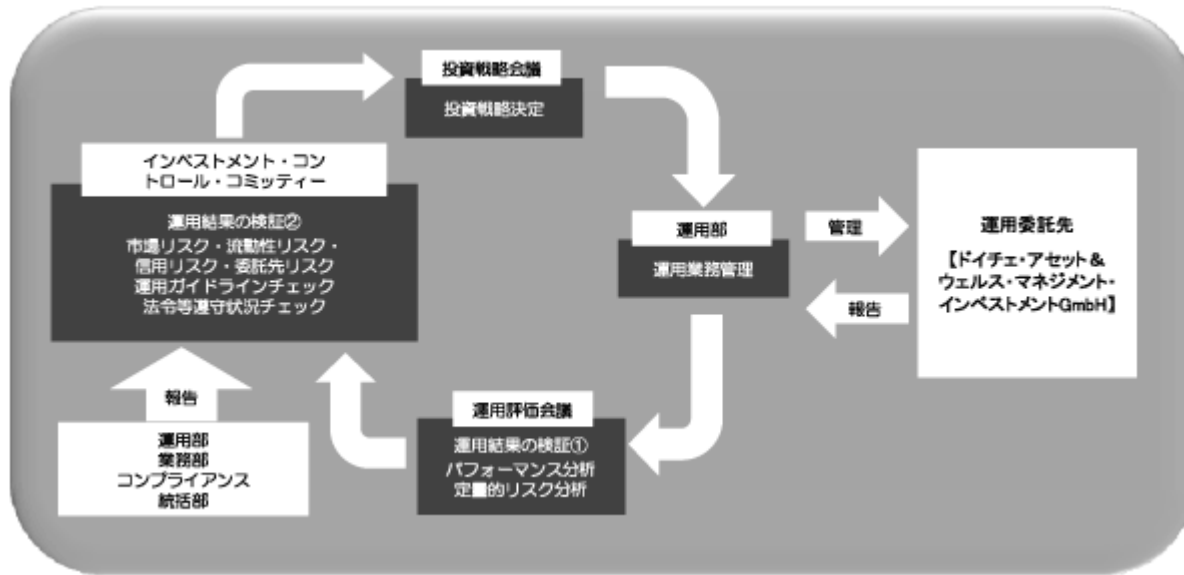
（以下略）

<訂正後>

（前略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）



(以下略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%^{*}（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.512%（税抜1.44%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.735%	0.735%	0.042%	1.512%
（税抜0.70%）	（税抜0.70%）	（税抜0.04%）	（税抜1.44%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

（中略）

Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

（以下略）

<訂正後>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.512%^{*}（税抜1.44%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率、税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
0.70%	0.70%	0.04%

(注) 委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

* 消費税率が8%になった場合は、年率1.5552%となります。

（中略）

Cコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図を行うドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

（中略）

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

<訂正後>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成26年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

（中略）

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	369,588,712	104.77
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	16,813,285	4.77
合計(純資産総額)	-	352,775,427	100.00

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	194,675,973	100.22
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	434,406	0.22
合計(純資産総額)	-	194,241,567	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	フランス	4,676,478,430	3.47

	オランダ	202,463,856	0.15
	スウェーデン	860,647,892	0.64
	ノルウェー	261,351,526	0.19
	フィンランド	266,675,495	0.20
	デンマーク	2,343,931,908	1.74
	ブラジル	544,539,229	0.40
	韓国	582,403,136	0.43
	アイルランド	2,033,438,368	1.51
	チェコ	1,806,330,466	1.34
	南アフリカ	1,576,953,058	1.17
	英ヴァージン諸島	394,201,777	0.29
	アラブ首長国連邦	3,504,813,935	2.60
	小計	19,054,229,076	14.14
社債券	アメリカ	55,469,784,523	41.16
	カナダ	4,320,195,942	3.21
	ドイツ	1,522,537,037	1.13
	イタリア	3,949,783,189	2.93
	フランス	10,644,865,344	7.90
	オーストラリア	1,315,293,281	0.98
	イギリス	10,130,439,070	7.52
	オランダ	15,117,804,211	11.22
	スペイン	2,561,255,040	1.90
	ベルギー	1,126,933,026	0.84
	フィンランド	1,329,674,397	0.99
	アイルランド	335,097,756	0.25
	チェコ	879,111,561	0.65
	コロンビア	422,482,500	0.31
	ペルー	165,193,730	0.12
	アラブ首長国連邦	316,742,658	0.24
	小計	109,607,193,265	81.33
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	6,105,296,349	4.53
合計(純資産総額)	-	134,766,718,690	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）」

<評価額(全銘柄)>

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS グローバル公益債券マザーファンド	248,864,529	1.4012 1.4851	348,726,553 369,588,712	104.77

<種類別投資比率>

(平成25年11月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	104.77
合計	-	104.77

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）」

<評価額(全銘柄)>

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS グローバル公益債券マザーファンド	131,086,104	1.4096 1.4851	184,791,907 194,675,973	100.22

<種類別投資比率>

(平成25年11月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.22
合計	-	100.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
フランス	社債券	GSZFP 6.125% 02/11/21	14,000,000	20,736.31 20,075.33	2,903,084,564 2,810,546,508	6.125 2021/2/11	2.09
アメリカ	社債券	PCG 8.25% 10/15/18	17,000,000	13,528.87 13,002.42	2,299,908,697 2,210,412,052	8.25 2018/10/15	1.64
アメリカ	社債券	D 8.875% 01/15/19	15,500,000	13,955.33 13,237.78	2,163,077,625 2,051,856,675	8.875 2019/1/15	1.52
カナダ	社債券	TRPCN 7.625% 01/15/39	14,250,000	14,920.36 13,626.16	2,126,151,630 1,941,728,033	7.625 2039/1/15	1.44
アメリカ	社債券	D 7% 06/15/38	15,000,000	14,476.75 12,927.34	2,171,513,961 1,939,102,497	7 2038/6/15	1.44
フランス	社債券	GSZFP 6.875% 01/24/19	10,000,000	18,108.88 17,661.21	1,810,888,100 1,766,121,440	6.875 2019/1/24	1.31
南アフリカ	特殊債券	ESKOM 5.75% 01/26/21	15,500,000	11,380.39 10,173.89	1,763,961,736 1,576,953,058	5.75 2021/1/26	1.17

イギリス	社債券	SSELN 8.375% 11/20/28	6,500,000	25,940.38 23,987.93	1,686,125,326 1,559,215,944	8.375 2028/11/20	1.16
アメリカ	社債券	NRUC 10.375% 11/01/18	11,000,000	14,875.68 14,041.98	1,636,325,420 1,544,618,552	10.375 2018/11/1	1.15
アメリカ	社債券	MIDAM 6.25% 10/15/37	12,500,000	14,085.82 12,287.63	1,760,727,825 1,535,954,332	6.25 2037/10/15	1.14
オランダ	社債券	EOANGR 6.375% 06/07/32	7,000,000	21,793.01 20,652.09	1,525,510,949 1,445,646,587	6.375 2032/6/7	1.07
オランダ	社債券	EOANGR 6.65% 04/30/38	11,500,000	14,278.37 12,502.61	1,642,012,803 1,437,800,637	6.65 2038/4/30	1.07
アメリカ	社債券	KMP 6.95% 01/15/38	12,000,000	13,505.81 11,970.95	1,620,698,176 1,436,514,242	6.95 2038/1/15	1.07
フランス	社債券	VIEFP 6.75% 04/24/19	8,000,000	17,676.66 17,419.25	1,414,133,464 1,393,540,104	6.75 2019/4/24	1.03
アメリカ	社債券	ONCRTX 5.25% 09/30/40	13,000,000	11,933.36 10,573.32	1,551,337,304 1,374,532,731	5.25 2040/9/30	1.02
フィンランド	社債券	TVO 4.625% 02/04/19	8,500,000	15,864.27 15,643.22	1,348,463,145 1,329,674,397	4.625 2019/2/4	0.99
アメリカ	社債券	KMP 9% 02/01/19	10,000,000	13,660.16 13,232.25	1,366,016,508 1,323,225,432	9 2019/2/1	0.98
アメリカ	社債券	ETP 5.2% 02/01/22	12,000,000	11,517.36 10,969.89	1,382,084,157 1,316,387,872	5.2 2022/2/1	0.98
スペイン	社債券	GASSM 6.375% 07/09/19	7,800,000	16,509.27 16,763.51	1,287,723,434 1,307,553,809	6.375 2019/7/9	0.97
オランダ	社債券	GASSM 3.875% 04/11/22	8,900,000	14,135.66 14,684.44	1,258,074,238 1,306,915,222	3.875 2022/4/11	0.97
アメリカ	社債券	DUK 6.4% 06/15/38	10,000,000	13,983.50 12,776.99	1,398,350,502 1,277,699,742	6.4 2038/6/15	0.95
アメリカ	社債券	ED 5.85% 04/01/18	10,550,000	12,410.83 11,905.38	1,309,342,913 1,256,018,321	5.85 2018/4/1	0.93
スペイン	社債券	IBESM 7.375% 01/29/24	6,200,000	20,323.25 20,220.98	1,260,042,096 1,253,701,231	7.375 2024/1/29	0.93
デンマーク	特殊債券	DONGAS 4.875% 01/12/32	6,750,000	18,532.89 17,137.11	1,250,970,192 1,156,755,006	4.875 2032/1/12	0.86
アメリカ	社債券	SO 5.95% 02/01/39	10,000,000	13,058.55 11,554.30	1,305,855,000 1,155,430,746	5.95 2039/2/1	0.86
アメリカ	社債券	EXC 5.8% 03/15/18	9,545,000	12,412.38 11,957.53	1,184,761,882 1,141,346,715	5.8 2018/3/15	0.85
アメリカ	社債券	PCG 6.35% 02/15/38	9,500,000	13,904.53 11,984.49	1,320,931,224 1,138,527,074	6.35 2038/2/15	0.84
アメリカ	社債券	DTE 3.65% 03/15/24	10,870,000	10,200.11 10,332.96	1,108,751,980 1,123,193,600	3.65 2024/3/15	0.83
フランス	特殊債券	EDF FRN PERPETUAL	7,500,000	14,498.26 14,782.76	1,087,369,620 1,108,707,000	5.375 -	0.82
カナダ	社債券	TACN 4.5% 11/15/22	11,000,000	10,555.61 9,991.07	1,161,117,104 1,099,017,810	4.5 2022/11/15	0.82

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成25年11月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
特殊債券	外国	14.14
社債券	外国	81.33
合計	-	95.47

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**【純資産の推移】**

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）」

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成25年 7月末	5	-	1.0013	-
平成25年 8月末	107	-	0.9935	-
平成25年 9月末	213	-	0.9969	-
平成25年10月末	277	-	1.0104	-
平成25年11月末	352	-	1.0063	-

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）」

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成25年 7月末	0	-	0.9833	-
平成25年 8月末	9	-	0.9851	-
平成25年 9月末	93	-	0.9903	-
平成25年10月末	116	-	1.0148	-
平成25年11月末	194	-	1.0524	-

（注）純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）」

	収益率(%)
(平成25年 7月23日～平成25年11月29日)	0.6

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）」

	収益率(%)
(平成25年 7月23日～平成25年11月29日)	5.2

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（参考情報）

基準価額・純資産の推移

Cコース



Dコース



※ 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

分配の推移

Cコース

該当事項はありません。

Dコース

該当事項はありません。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国	業種	通貨	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	GDF スエズ	フランス	電力	GBP	2021/2/11	6.125	A+	2.1
2	パシフィック・ガス・アンド・エレクトリック	アメリカ	電力	USD	2018/10/15	8.250	A-	1.6
3	ドミニオン・リソース・インコーポレーテッド	アメリカ	電力	USD	2019/1/15	8.875	BBB+	1.5
4	トランス・カナダ・パイプラインズ	カナダ	ガス	USD	2039/1/15	7.625	A-	1.4
5	ドミニオン・リソース・インコーポレーテッド	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	7.000	BBB+	1.4
6	GDF スエズ	フランス	電力	EUR	2019/1/24	6.875	A+	1.3
7	南アフリカ電力公社	南アフリカ	電力	USD	2021/1/26	5.750	BBB	1.2
8	SSE	イギリス	電力	GBP	2028/11/20	8.375	A-	1.2
9	ナショナル・ルーラル・ユーティリティ	アメリカ	その他公益企業、公社	USD	2018/11/1	10.375	A+	1.1
10	パシフィック・コープ	アメリカ	電力	USD	2037/10/15	6.250	A	1.1

マザーファンドにおける業種別構成比

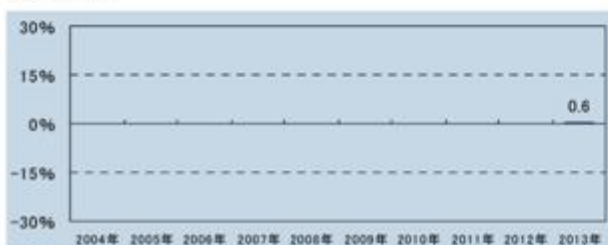
業種	比率(%)
電力	57.5
ガス	14.6
その他公益企業、公社	23.4

※ 格付は、Moody's、S&P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

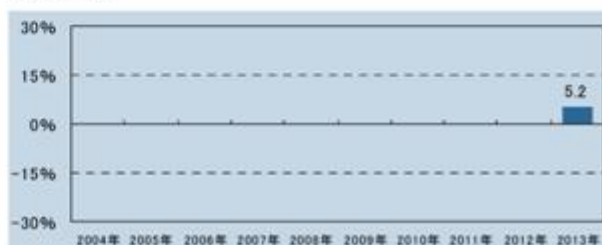
※ 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Cコース



Dコース



※1 2013年は設定日(7月23日)から11月末までの騰落率を表示しております。

※2 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券ファンド(年1回決算型)Cコース(為替ヘッジあり)」

	設定数量(口)	解約数量(口)

(平成25年 7月23日～平成25年11月29日)	352,736,493	2,161,256
---------------------------	-------------	-----------

「DWS グローバル公益債券ファンド(年1回決算型)Dコース(為替ヘッジなし)」

	設定数量(口)	解約数量(口)
(平成25年 7月23日～平成25年11月29日)	184,690,153	116,278

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(前略)

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(中略)

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(中略)

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%^{*}(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

(以下略)

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(前略)

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

<訂正前>

当ファンドは、平成25年7月23日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、当ファンドの有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

当ファンドの監査は、あらた監査法人が行う予定です。

<訂正後>

平成26年1月21日現在、記載すべき事項はありません。

当ファンドの監査は、あらた監査法人が行う予定です。

2【ファンドの現況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）」

（平成25年11月29日現在）

資産総額	369,741,040円
負債総額	16,965,613円
純資産総額(-)	352,775,427円
発行済数量	350,575,237口
1単位当たり純資産額(/)	1.0063円

「DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）」

（平成25年11月29日現在）

資産総額	194,675,973円
負債総額	434,406円
純資産総額(-)	194,241,567円
発行済数量	184,573,875口
1単位当たり純資産額(/)	1.0524円

(参考情報)

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」

（平成25年11月29日現在）

資産総額	135,136,122,661円
負債総額	369,403,971円
純資産総額(-)	134,766,718,690円
発行済数量	90,747,222,755口
1単位当たり純資産額(/)	1.4851円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年5月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年5月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年5月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年11月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月末現在、委託会社の運用するファンドは102本、純資産総額は723,675百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	12,878百万円
	追加型	株式投資信託	81本	655,256百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	55,542百万円
合計			102本	723,675百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		6,582,629
前払費用		15,294
未収委託者報酬		798,905
未収運用受託報酬		16,374
未収投資助言報酬		11,555
未収収益		1,121,050
立替金		31,486
繰延税金資産		619,055
為替予約		13,574
流動資産計		9,209,927
固定資産		
無形固定資産	1	1,954
投資その他の資産		
繰延税金資産		92,814
その他		28,067
固定資産計		122,835
資産合計		9,332,763
負債の部		
流動負債		
預り金		71,138
未払金		
未払手数料		403,314
その他未払金		51,527
未払費用		1,112,548
未払法人税等		707,521
未払消費税等	2	34,795
賞与引当金		239,439
事務所退去損失引当金		83,360
為替予約		94
流動負債計		2,703,740
固定負債		
長期未払費用		266,926
退職給付引当金		579,379
賞与引当金		136,459
固定負債計		982,765
負債合計		3,686,506
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		738,202
利益剰余金計		738,202

株主資本計	5,646,202
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	54
評価・換算差額等合計	54
純資産合計	5,646,256
負債・純資産合計	9,332,763

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,058,468
運用受託報酬	42,513
投資助言報酬	21,399
その他営業収益	1,680,660
営業収益計	5,803,043
営業費用	
支払手数料	2,105,042
その他営業費用	624,889
営業費用計	2,729,932
一般管理費	1 1,833,065
営業利益	1,240,044
営業外収益	2,611
営業外費用	2 29,209
経常利益	1,213,446
特別損失	3 59,337
税引前中間純利益	1,154,108
法人税、住民税及び事業税	691,416
法人税等調整額	172,978
法人税等合計	518,438
中間純利益	635,670

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 事務所退去損失引当金</p> <p>不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等の一部退去に伴う資産除去費用に関連して負担する支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	86,700千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 減価償却実施額	
無形固定資産	5,103千円

2 営業外費用の主要項目	
為替差損	10,755千円
事務処理損失	18,454千円
3 特別損失の主要項目	
事務所退去損失引当金繰入額	53,824千円
割増退職金	5,513千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)			
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	393,859千円	653,585千円	1,047,445千円
減価償却累計額相当額	362,663千円	432,018千円	794,681千円
中間会計期間末残高相当額	31,196千円	221,567千円	252,764千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		40,932千円	
1年超		155,856千円	
合計		196,788千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		21,695千円	
減価償却費相当額		18,618千円	
支払利息相当額		1,365千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	6,582,629	6,582,629	-
(2)未収委託者報酬	798,905	798,905	-
(3)未収運用受託報酬	16,374	16,374	-
(4)未収投資助言報酬	11,555	11,555	-
(5)未収収益	1,121,050	1,121,050	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,387	17,387	-
資産計	8,547,903	8,547,903	-
(1)未払手数料	403,314	403,314	-
(2)未払費用	1,112,548	1,112,548	-
(3)未払法人税等	707,521	707,521	-
(4)長期未払費用	266,926	266,926	-
負債計	2,490,312	2,490,312	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	13,480	13,480	-
デリバティブ取引計	13,480	13,480	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	17,188	17,100	88
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	198	200	1
合計		17,387	17,300	87

当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,175	287	-
合計	1,175	287	-

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	521,991	-	8,509	8,509
	米ドル				
	買建	624,892	-	5,983	5,983
	ユーロ				
米ドル	149,674	-	918	918	
	シンガポールドル	68,703	-	94	94
合計		1,365,262	-	13,480	13,480

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	91,719円57銭
1株当たり中間純利益金額	10,326円03銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	635,670
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	635,670
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名 称 株式会社りそな銀行
資本金の額 279,928百万円（平成25年9月末現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

株式会社八十二銀行(注)	52,243百万円 (平成25年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行(注)	51,250百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社三重銀行(注)	15,295百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社福井銀行(注)	17,965百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社山口銀行(注)	10,005百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社もみじ銀行(注)	87,465百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社北九州銀行(注)	10,000百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社大垣共立銀行(注)	36,166百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社熊本銀行	33,847百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社親和銀行	36,878百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社福岡銀行	82,329百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (平成25年9月末現在)	

S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成25年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成25年10月末現在)	
極東証券株式会社	5,251百万円 (平成25年3月末現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成25年9月末現在)	
丸三証券株式会社	10,000百万円 (平成25年10月末現在)	
丸八証券株式会社	3,751百万円 (平成25年9月末現在)	
丸福証券株式会社	852百万円 (平成25年9月末現在)	
ニュース証券株式会社	877百万円 (平成25年11月末現在)	
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成25年7月12日現在)	
岡三証券株式会社	5,000百万円 (平成25年10月末現在)	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円 (平成25年3月末現在)	

(注) Cコースのみの取扱いとなります。

投資顧問会社

名 称 ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ(約160億円)(平成25年3月末現在)
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、平成25年11月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=139.46円)によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。